

Title	〔最高裁判事例研究五四〕いわゆる事件回付の措置と訴訟法に準拠する不服申立 事件を回付する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(昭和四四年三月二五日第三小法廷決定)
Sub Title	
Author	筑間, 正泰(Chikuma, Masayoshi) 刑事訴訟法研究会(Keiji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.12 (1971. 12) ,p.96- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711215-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いてこれを積極的に解することになるが、判例が一貫して消極説に立ち、本件でも論理の飛躍は存するにせよ、これを消極に解するのは、破産申立人および破産債権者は、自己への配当を目してそれぞれ申立し、あるいは手続参加をし、また管財人も破産財団を折角確保しても、膨大な租税債権が滞納されているときには、財団は租税のために支払われ、破産債権者への配当は皆無になるため、これを防止するためである。

また、財団債権は、一般的には破産宣告後において破産債権者に共益的なものであるが、四七条二号の租税債権は、破産宣告前のも

〔最高裁判事例研究 五四〕

昭四四三 (最高刑集三卷
三号二二頁)

いわゆる事件回付の措置と訴訟法に準拠する不服申立

事件を回付する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(昭四四

四・三・二五第三小法廷決定)

被告人Bに対する公職選挙法違反被告事件は、長野地裁伊那支部(乙号)に係属していたが、担当裁判官は、右事件が合議体で審判されるべきものと考えたためか、同支部は、昭和四三年八月二二日付で右事件を長野地裁飯田支部(甲号)へ回付する措置(以下事件の回付という)をとり、同地裁飯田支部は同月二〇日付で合議体で右事件を審判する旨の決定をした。

そこで、弁護人が伊那支部の回付の措置に対して抗告を申し立てたところ、抗告裁判所たる東京高裁は、「地裁の支部は裁判所法三一条並びに

ので、かつ国家の徴収権の満足をはかるために認められたものであり、これが財団債権として認められることは、破産関係人間の財産関係の調整を目的とする清算手続である破産手続の本来の姿からみれば疑問であるのだから、これを消極に解する判例の立場も充分に理解できるのである。しかし、現行法の解釈論としては、右にみたところ、これを積極的に解さざるを得ない。そして、今日租税債権の財団債権性および滞納処分可否について問題はもはや立法論的に解決せられるべきである。

(泉田 親彦)

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則により設置されて、地裁の事務の一部を取り扱うものであるから、訴訟法上は本庁と支部とは一体をなして一個の管轄単位となり、同規則の定めは地方裁判所の内部的な事務分配に関する基準と解すべく、したがって本件のごとき事件回付は地方裁判所内部の事務分配に関することであるから、前記支部設置規則並びに裁判官会議の定めに従つてなすべきものである。それゆえ、本件回付は司法行政上のことであつて、訴訟法上の管轄に関するものではなく又これに準じて処理すべきものでもないから、訴訟法上の抗告の対象となし得ない。」として、抗告を棄却した。

弁護人は、右抗告棄却決定は、「裁判所の各部(支部を含む)が係属した事件を同一裁判所内の他の部に回付することは、訴訟法上の受訴裁判所の変更として、裁判(決定)をもつてなすべきであり、右回付の決定に

対しては抗告することができる」とした昭和四二年七月一日東京高裁決定（民集二〇巻四号）に違反するとして特別抗告の申立をした。

最高裁判所第三小法廷は、「憲法七十七条一項、裁判所法三十一条一項に基づき、最高裁判所は、裁判所の司法事務処理に関する事項として、地方裁判所等支部設置規則を制定し、地方裁判所の支部の名称、権限、管轄区域を定めている。右規則により設けられた地方裁判所の支部は、地方裁判所の事務の一部を取り扱うため、本庁の所在地を離れて設けられたものであるが、原則として、独立の司法行政権を与えられていないから、それ自体司法行政官庁としての本庁に包摂され、外部に対しては本庁と一体をなすものであつて、支部の権限、管轄区域は、裁判所内部の事務分配の基準にすぎないものと解すべきである」としたうえで、抗告申立人引用の判例は、「地方裁判所の本庁と支部又は支部相互間に上記規則によつて、それぞれ管轄区域が定められた所以は、本来国民に対する司法行政上の便宜供与に出たものにならざるべきでないとしても、確立された管轄区域によつて、一たん保護されるに至つた国民の権利は、単なる事務取扱上の措置を理由に任意に剝奪されうべきものと謂うを得ない。」というが、「訴訟法上の管轄は、国民の基本的権利に直接関係あるものとして、本来法律で定められるべき事項であり、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二年法律六三号）に規定されているのである。管轄によつて保護される国民の法的利益は、右の法律をもつて限度とされていることは極めて明らかであり、国民の便宜供与の目的に出るといひながら、裁判所の司法事務処理に関する事項として制定された地方裁判所等支部設置規則による管轄区域の定めは、裁判所内部の事務分配の定めであるにすぎず、この定めによつて、国民が何らかの利益を受けるとしても、それは、単に国民の事実上の利益にとどまり、法的利益にまで高められたものとはいへない。したがつて、地方裁判所の本庁と支部間あるいは支部相互間の事件の回付は、訴訟法上の手続ではない

から、回付の措置に対しては、当事者は、訴訟法に準拠する不服申立はできないものといわなければならない。」として特別抗告人引用の判例を要更し、原決定を正当として、本件特別抗告の申立を決定で棄却した。

判旨に賛成。

地方裁判所の支部の設置について、裁判所構成法（以下旧法という）三十一条一項は、「司法大臣ハ、地方裁判所ト其ノ管轄区域内ノ区裁判所ト遠隔ナルカ若ハ交通不便ナルカ為至当ト認ムルトキハ、地方裁判所ニ属スル民事及刑事ノ事務ノ一部分ヲ取扱フ為一若ハ二以上ノ支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且支部ヲ開クヘキ区裁判所ヲ定ム」と規定し、支部の権限および管轄区域は、司法省令（大正二年司法省令第七号、昭和六年司法省令第六号、昭和一七年司法省令第七〇号等に定められていた。

最高裁判所は、裁判所法（以下新法という）三十一条一項「最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができる。」に基づき、規則をもつて支部の設置を規定することになつて、したが、最高裁判所そのものが本法と時を同じくして施行された日本国憲法により設けられた機関であつて、實際上、本法施行と同時に活動を開始しえなかつた関係上、経過的な措置として、裁判所法施行法にもとづく裁判所法施行令七条で、「裁判所法施行の際現に設置されている各区裁判所の所在地（旧地方裁判所の所在地を除く。）には、同法第三十一条第一項の規定によりその所在地を管轄する地方

裁判所の支部が設けられるまで、当該地方裁判所の支部を設けたものとす。」と規定し、これにより設けられた地方裁判所の支部の名称、権限および管轄区域は、昭和二年政令第二五号「地方裁判所の支部の名称権限に関する件」により定められていた。その後、右政令とほぼ内容を同じくする昭和二年最高裁判所規則第一四号

「地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則」に引き継がれて現在に至っている（以上、船田・本件解説・最高裁判例評説民事編昭和四年度四六頁以下）。

その立法趣旨は、地方裁判所には第一審事件その他について広範な権限が与えられ、またその管轄区域は高等裁判所ほどではないが相当に広大なことを免れないため、すべての事件を地方裁判所の本庁で処理するものとするときは、比較的遠隔の地にある当事者その他の関係人の不便を増大することを避けるためである（前掲逐条解説上巻頁参）。

さて、支部の権限、管轄区域は、本庁あるいは他の支部のそれと異なる関係に立つのかについて、学説をみてみると、「支部は、……裁判所の事務の一部を本来の所在地を離れて処理する施設であつて、本庁と別個独立の官庁ではなく、事務分配を地域的に定めたものに過ぎないから、これを無視した場合でもその処理は訴訟法上有効である（兼子・裁判法二二七）としている。この点、判例も意識的に回付と移送とを区別し、地方裁判所の支部は、地方裁判所の事務の一部を取り扱うため、本庁の所在地を離れて設けられたものであるが、原則として、独立の司法行政権を与えられていないから、それ自体司法行政官庁としての本庁に包摂され、外部に対しては本庁と

一体をなすものであつて、支部の権限、管轄区域は、裁判所内部の事務分配の基準にすぎない（本件判旨、その他大判明三九・七・六日下裁民集七・七・一九〇二頁、東高決昭三五・六・二九日下裁民集二一・六・一三八頁、東高決昭四二・七・一四日民集二〇・四・三三九頁、大判大一一・二・二〇日刑集二・一・一・二四日刑集五・五・六六頁等）として、本庁と支部間、支部相互間の関係については判例上一致している。

それでは、かかる事件の「回付」に対して、当事者から抗告することができるといふ点について、民事事件ではあるが、前述の趣旨を是認したうえで、「回付は事実上のもので訴訟事件の移送ではなく、また回付の決定に対して抗告を認める規定もない」（東高決昭三九日下裁民集二一・六・一三九頁）として抗告を否定したものがある一方、本件特別抗告人が引用する東京高裁昭和四二年七月一日（民集二〇・四・三三九頁）の決定のように、前述の趣旨を是認したうえで、「回付は、訴訟法上の受訴裁判所を変更するもので濫りに他の部に回送することは許されないものと解さなければならない。思うに当事者にとつて、地方裁判所の本庁と支部又は支部相互間に上記規則によつて、それぞれ管轄区域が定められた所以は本来国民に対する司法行政上の便宜供与に出たものに過ぎないとしても、確立された管轄区域によつて、一たん保護されるに至つた国民の権利は、単なる事務取扱上の措置を理由に任意に剝奪されうることがごときものと謂うを得ないものと考えなければならないからである。」として抗告を許すべきものとした判例があつて統一を欠いていたのを、刑事事件ではあるが、事件の「回付」については抗告を許さないものとして判例を統一したところには本件判例の意義がある。

ところで、支部は、地方裁判所の一部であるから、地方裁判所所属の裁判官その他の裁判所職員の一部が支部に勤務すべきことは当然であり、何びとを支部に勤務させるべきかは、当該地方裁判所における裁判官等の配置その他の司法行政に属する事項であるから、本来は、その裁判官会議で定める事項である。しかし、支部と本庁とはその所在地を異にし、そのいづれで勤務するかは、全裁判官にとつて実際上きわめて重要な利害関係が存するので、裁判官会議による自治に適しないものとして、最高裁判所の権限とされ(裁判所法三二条二項、前掲逐条解説上、卷二四三頁、一八二頁)、裁判官の身分保障との関係で、本庁に勤務する裁判官に支部勤務を命じ、または支部に勤務する裁判官に支部勤務を免ずることは、裁判所法四八条にいわゆる「転所」にあたるかどうかについて、転所の保障は、その意に反して審理中の裁判事務から離れさせられないということをも保障しているのであるから、積極に解すべきである(前掲逐条解説上、卷一八二頁、中巻一二五頁)とされているように本件の場合も同様に考えられはしないか。しかし、本件で問題になるのは、この組織法そのものの問題(抗告の対象となり得ない)ではなく、事件の配点ないし回付の問題であつて、これが規則または裁判官会議等所定の基準に反して行なわれたとすれば、どうかということが問題になる。そして支部設置規則によつてそれぞれ管轄区域が定められた所以が本来国民に対する司法行政上の便益供与に出たものに過ぎないとしても、確立された管轄区域によつて、一たん保護されるに至つた国民の権利は、単なる事務取扱上の措置を理由に任

意に剝奪されうるがごときものと謂うを得ないものと考えれば、回付決定に対して、刑訴法一九条三項の類推適用を一応認めてよいのではないかとも考えられる。ところが、本件では裁定合議事件の關係があつて、本件の回付は伊那支部の裁判所が単独体による審理を不適當としたことによるものと思われる。裁判所法二六条によれば法定合議事件以外のものは、合議体はその合議体で審判する旨の決定をなして初めて所謂裁定合議事件となるのであるから、単独体が、合議体で審判することを相当と思路して事件を合議体に回付することは、その旨の単独体の意見であるに止まるのであつて、この意見は合議体を拘束するものではなく、合議体は自由なる判断で合議体で審判するかどうかを決すべきものであり、また合議体が当該合議体で審判する旨の決定をなすには何等の制約はなく、当該合議体の自由裁量によるものである。それゆえ右単独体の意見もしくは合議体の決定については、当事者は利害関係あるのゆえをもつて不服を申し立てることは許さるべきではない。しかし、いかなる支部または本庁に回付されるかは当事者にとつて重大な利害関係がある筈であるから、この点からの抗告を申し立てることができそうであるが、回付が移送と異なつて各受訴裁判所間の配点と同じ性質のものとするれば、これが決定の形式をとるにせよ、一々不服の申立をすることは特段の規定がない限りできないとしなければならぬ。しかも本件は長野地裁伊那支部(乙号)から長野地裁飯田支部(甲号)に回付された事案であるので、先きに事件の回付について抗告が許されるとした判例(東高決昭四二・七・一四日、民集二〇・四・三三九頁)の説示(必要があるときは長野

地裁飯田支部に回付すべきものである(して)からすれば、本件抗告は理由がないことになり、事件の回付について抗告が許されないとした場合と結論は同一になる。

しかしながら、事件の回付に対し抗告を許すとすれば、地方裁判所の支部設置規則と異なつて高等裁判所支部設置規則(昭和三年最高裁判所規則第一号)には、支部の権限、名称、所在地が規定されているに止まつて、管轄区域については裁判官会議で定めるのではなく、かように裁判官会議によつてきめられた事項は、単なる事務分配にすぎないのに、このような事項について訴訟法に準拠する不服申立を許すことになる。そして、このことは本質的には地方裁判所の場合でも同様といわなければなるまい。反対の見解によると、理由ある抗告も、理由のない抗告も、悉く回付のたびに殺到して、裁判所は一々これに答えなければならず、裁判所の内部的な事務分配を貫くことがために、これは余計な労力でもあり、見当違いな対策でもあり(伊東、民訴法、研究四八頁)、また事件の回付は移送の場合と異なつて証拠調開始後でも許される(刑訴法一九)から、殊に公職選挙法違反の場合には訴訟の引き延ばし策に利用される道を開くことになることを考えると、事件の回付決定に対して訴訟法に準拠する抗告は許されないものと考えるべきであると思う。

また、憲法七七条一項が規則事項として挙げるところは、訴訟に關する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理で、訴訟手続とは、民事、刑事、行政等の外非訟事件の手続を含むが、刑事訴訟については、憲法三一条が刑罰を科するには、法律の定める手

続によることを保障している關係上、少なくとも被告人の保護に關係する事項は、法律でその基本を定めることが要求されるのである。ところで、訴訟手続に關する事項とは、主として起訴から終局裁判までの過程を組成する裁判所並びに当事者その他の關係人の訴訟行為の方式、時期などを指すのであるから、現在訴訟法中に規定されている事項でも、裁判所の権限(例えば管轄)、裁判の実体形成に直接關連する事項、当事者の訴訟関与能力のようなものは、訴訟手続に屬しないものである。したがつて、地方裁判所等支部設置規則は、訴訟に關する手続としてではなく、司法事務処理に關する事項として、最高裁判所の規則制定権に基づき設けられたものとみるはかばかない。だから、当事者が権利として遵守を要求し強制しうる管轄ならば、それは法律事項でなければならない筈であるのに規則事項となつてゐることを考えると、本庁と支部、あるいは支部相互間の事件の回付は、裁判所内部の事務分配にすぎず、訴訟法上の手続ではないから、当事者は訴訟法に準拠する不服申立をすることはできないものと解するほかはないものと思う(高橋、逐条解説上巻二三八—二七頁)。このようにたとえ訴訟法に準拠する不服申立が許されないとしても、当事者は何時でも注意を促すこともできるのである(むろん裁判所は一々これに答える必要はない)。裁判所法八二条の不服申立も許されている(監督権ある裁判所が回付を取り消すような具体的措置をとることはできない)のであるから(伊東、前掲、四五〇頁)、事件の回付決定に対して抗告を許す必要はないものと思う。

以上の理由により判旨に賛成する。

(抗問 正義)